

# じんけん

啓発紙2008年

通巻33号

11月末、人権啓発センターは総合社会福祉会館内7階から4階に移転、リニューアルオープンしました。どうぞお気軽に御利用ください。相談室を完備。啓発ビデオ・DVD、参考図書等の閲覧もできます。詳しくは5ページを御覧ください。



◀センターの入り口



事務室側▶



▶センターの内部

## もくじ

「企業と人権セミナー」から	P2
「ふじのくに人権フェスティバル」から	P3
「ふじのくに人権宣言」を实践しませんか(第3回)	P4
人権啓発センターがリニューアルオープン	P5
人権啓発センターからのお知らせ、	P6
トピックス 改正児童虐待防止法について	P6



# 「企業と 人権セミナー」から

県では主に企業や事業関係者を対象に、企業活動における人権尊重意識の浸透を目的とする「企業と人権セミナー」を平成19年11月22日（木）に県看護協会第1研修室において開催しました。今回はその内容を簡単に紹介します。

講演 **パワーハラスメント最新事情 なぜ起きる、どう対処する**

講師 **金子 雅臣** さん(労働ジャーナリスト)

最近、労働問題として非常に注目されてきているパワーハラスメント（パワハラ）は「職場において、地位や人間関係で弱い立場の労働者に対して、精神または身体的な苦痛を与えることにより、結果として労働者の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為」と定義される職場の人間関係の問題である。

以前と比べて現在は労働の背景が変わっている。どこも仕事が増えて、スピードが求められ、ミスが許されない等、職場にゆとりがなくなった。また、年功序列、終身雇用から成果主義等への制度のシフトやフラット化等への組織の変化に伴い、職場環境や人間関係が変化しているのに対し、管理職の意識が変わっていないことも背景にはある。

パワハラのパターンとしては、解雇せずに自主退職に追い込む(1)リストラ型、少ない人員で軍隊調の閉鎖的な職場において発生する(2)職場環境型、アルバイトやフリーター等の異なる立場の人が一緒に働く職場における希薄な人間関係の摩擦による(3)人間関係型、仕事中心主義の職場でミスや遅れに対するペナルティが厳しく、人権侵害にまで及んでしまう(4)労働強化型、そして高ストレス社会の中で女性に対する性的なからかい等の差別で憂さを晴らす(5)セクハラ型などがある。

パワハラの原因としてストレスがあり、これをどうするかがパワハラの実践的な対応の問題になる。ストレスは弱者に向かうということであらためて認識すべきである。かっとしたときにそのまま怒らずに30分ほど我慢してからゆっくり怒る。そうすると論理的に叱ることもでき、相手にも気持ちが通じる。また「頑張ればできるはず、期待している」等と褒めること、相手のプライドを傷つけずに「頼むよ」と最後に付けることなどがストレスをある程度緩和するテクニックになる。

パワハラの実践が人権侵害になるかならないかは、被害者の立場が分かるかがポイントである。また、同じ行為でも人間関係により全く異なり、コミュニケーションと人間関係をセットにしながらか人権侵害かどうかを測る必要がある。



# 「ふじのくに人権フェスティバル」から

ふじのくに人権フェスティバルは、一人ひとりが持つ人権の大切さを訴え、県民の人権意識を高めることにより人権尊重の理念について理解を深めていただくために、静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会（静岡地方法務局・静岡県人権擁護委員連合会・静岡県・静岡県教育委員会・静岡市・静岡市教育委員会・浜松市）が実施する催しです。今年度は開催市である裾野市との共催により平成19年12月16日（日）裾野市民文化センターにて開催しました。その中から俳優の関口知宏さんの講演と全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会最優秀賞受賞者表彰の概要を紹介します。



講演 「旅～ふれあい～」

講師 関口 知宏 さん（俳優）

鉄道で旅した経験から言いますと、自分が知らないものに対する印象は大体悪いです。でも知ると大体悪い印象が消えます。つまり、自分の基準で判断しているからなんです。偏見や差別は時代劇の悪代官のような人が作り出しているのではなく、知らないことによって自然に作り出されているものなんだということが分かりました。ずっと日本にいたら分からなかったと思います。

人権という言葉はいくらうたっても、自分とは違うものをそのままに受け入れる気がなければずっと偏見は消えないし、人権は守られない。法律的にきちんとしていけば人権が守られるというものでもありません。人権は難しいことですが、簡単なことと言えば簡単なこと。自分とは違っていることがいっぱいあるんだなと思っていけばいい。相手が自分とどう違うのかを知って初めて相手の人権は侵害されなくなっていくわけです。

知らない相手と一個人として触れ合ってみると、相手も一個人としての本音を出してくれるので本当のことが分かってきます。自分の立場からはたとえ違って見えることでも、そのような違いがあるものの中から同じものがあることを発見したときの喜びを、今後も皆さんにお伝えできればと思います。

## 第27回全国中学生人権作文コンテスト

### 静岡県大会最優秀賞受賞者の表彰式及び作品朗読・発表

最優秀賞に選ばれたのは次のお二人です。表彰式のあと受賞者が受賞作品を朗読・発表しました。



浜松市立入野中学校3年  
太田 ひより さん  
題「権利と人権」



御前崎市牧之原市学校  
組合立御前崎中学校3年  
赤澤 真理乃 さん  
題「壁の向こうに見えるもの」

中央大会(全国)において太田さんが法務副大臣賞、赤澤さんが奨励賞を受賞されました。

# 「ふじのくに人権宣言」を实践しませんか(第3回)

## 「ふじのくに人権宣言」

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

この世界人権宣言第1条は、人類社会の至高の理想と私たちがいかに生きていくべきかを示しています。

その実現に向けて、人権問題の多くに内在する差別意識を解消するとともに、お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきます。

そのために、私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。

- 1 自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。
- 2 日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。
- 3 家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。
- 4 個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

平成16年12月に発表されたこの宣言を基に、一層ぬくもりのある静岡県をめざして啓発活動を推進しています。4つの実践項目は人権啓発の中核となる内容です。それぞれの項目が深く関連しあって成り立っています。

今回は、第3の実践項目「家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。」について考えてみましょう。例えば次のような例があります。

- 障害のある人が社会の一員としてがんばっている様子を取り上げたテレビ番組を家で観ました。そして家族で感想などを話し合ってみました。自分とは違った考え方も出てきました。(Aさんの体験から)
- 電車の中の出来事です。優先席に中年の男性が座りました。男性の携帯が鳴りました。男性は大きな声で話し始めました。周りにいる人への遠慮も感じられない様子で長い電話が続き、降りた駅のホームを歩きながらも続いていました。この出来事について家族みんなで話し合いました。(Bさんの体験から)
- 毎年、人権についての全社員によるセミナーを開催しています。快適に働くことができる職場づくりを目指してみんなで考えています。(ある企業)

私たちは日常の生活の中で、心温まること、心痛むことなど様々な出来事に出会います。普段自分に関係ないと思っている出来事も「もし、自分だったら」と考えると見方が大きく変わります。相手の立場に立って考えられるためにも、日ごろから身の回りの人権問題について積極的に話し合う機会をつくりたいものです。

みんな仲よく暮らしていくためには、お互いの立場や、気持ちを理解し合うことが大切です。





新しいセンターを紹介します!

# 人権啓発センターがリニューアルオープン

前回号でもお知らせしましたが、人権啓発センターが県総合社会福祉会館4階にリニューアルオープンしました。今回は新しくなったセンターを詳しく紹介します。

## 閲覧・調査コーナーが拡大

ゆったりとしたスペースの中で、人権に関する図書・資料、ビデオ・DVDの閲覧や、インターネットでの情報収集が自由にできます。図書やビデオ・DVDの貸し出しも行っています。



## 情報・展示コーナーを設置

行政や団体等が行う各種イベントや活動の情報などを発信していきます。人権に関する活動を行っている団体の皆さんからの情報をお待ちしています。

またパネル展示も常時しています。



## 個室の相談室を2部屋完備

プライバシーが守られた個室の相談室を2部屋用意しました。安心して相談を受けることができます。

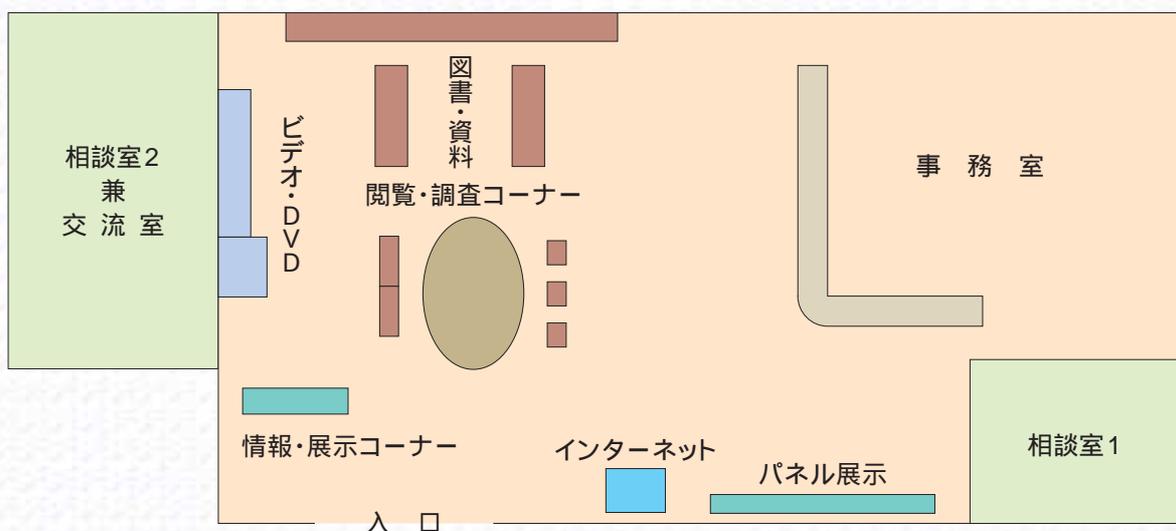
相談室2は交流室（12名程度）も兼ねていますので、打ち合わせや交流スペースとしても利用できます。



【相談室2】

センター平面図

静岡県総合社会福祉会館4階にあります!



今後、広く県民の皆さんに開かれたセンターとして運営していきますので、御利用、御意見をお待ちしています。

無料講師派遣（出前人権講座）も引き続き御利用ください。

利用してね!



# 人権啓発センターからのお知らせ

1 11～12月に放送したラジオ番組「ぬくもり人権タイム あなたとつなぐ  
こころの輪」の音声CDをお貸しします。詳しくはセンターまでお問合せください。

2 ぬくもり人権フォトコンテストの作品を募集します！

県民の皆さんに、人権についてより親しみ、関心を持っていただくため、日常生活の中からそれぞれの感性で切り取ったぬくもりあふれる「人権フォト」を募集します。あなたのイメージする人権の写真をお待ちしています。

## ・ 応 ・ 募 ・ 概 ・ 要 ・

センターホームページ等で応募要領を御確認のうえ応募してください。

テ ー マ 「いのち、ぬくもり」

応募規定(抜粋)

- ・ 普通サイズ(L)からキャビネ判(2Lサイズ)までのプリントで応募してください。(カラー、モノクロ不問) デジタルカメラの場合、データのみのお応募はできません。
- ・ 撮影日時及び応募作品数には制限はありません。
- ・ 人物写真は必ず被写体本人の承諾を得てください。
- ・ 住所、氏名、電話番号、作品タイトルと作品に関する人権メッセージを出品票に記入し、作品の裏側に添付して郵送してください。

応募資格 静岡県内在住の方または静岡県内に通勤、通学されている方(年齢、国籍不問)

入 賞 県知事賞、県人権啓発センター長賞他の賞があります。

応募期限 平成20年10月31日(金)締め切り

そ の 他 入賞作の著作権は県に帰属し、今後の人権啓発に利用していきます。



## トピックス 改正児童虐待防止法について

改正児童虐待防止法が平成20年4月1日から施行されます。今回の改正のポイントを紹介します。詳しくは厚生労働省ホームページを御覧ください。

### 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

児童相談所等の安全確認措置の義務化

解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設

### 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限を、一時保護及び保護者の同意による施設入所にまで拡大

都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)

### 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化